

誤解にもとづく法的知識は役に立たない

新

オープンソース ライセンス概論

text: 弁護士・寺本振透



今月のお題：
有償のオープンソース製品/サービスと
無償のプロプライエタリー製品/サービ
スの存在は矛盾しないか？



photo: Nakamura Tohru

Teramoto Shinto

西村総合法律事務所パートナー。1963年生まれ。
1987年に弁護士登録。主な業務分野はベンチャーキ
ャピタルファイナンスと知的財産関連ファイナンス。

Q. オープンソースのソフトウェア製品のディストリビューターは、無償でアップデート版の提供をすべきではないのか？ また、アップデート版の提供以外の保守サービス、トレーニング、商標の使用許諾など、そもそもオープンソースのソフトウェア製品に関連して対価を徴収するのはおかしいのではないのか？

A. オープンソースのソフトウェア製品は、しばしばフリーソフトウェアと呼ばれる（というより、フリーソフトウェアのほうがおそらくは古くからある表現）ことから、このようなソフトウェア製品に関して対価が徴収されることを奇異に感ずる人々が存在する。しかし、ソフトウェア製品がプロプライエタリーなものであるかオープンソースのものであるかと、その配布や関連するサービスが有償かどうかとは、直接には結びつかない。アップデート版の提供であれ、その他の保守サービスやトレーニングであれ、有償で提供することは、少しもおかしなことでは

ない。また、特定のディストリビューションに使われる商標は、ディストリビューターの信用を表象するものだから、有償でライセンスされるのは当然である。

1. オープンソース製品における「フリー」の意味は「無償」ではない

いわゆるオープンソースのソフトウェア製品における「フリー」とは、「無償であること」を意味するわけではなく、ソフトウェアを実行することの自由、リバースエンジニアリング[注1]その他検証の自由、複製物の再配布の自由、改変の自由等を指しているのである[注2]。逆に、あるソフトウェア製品が「プロプライエタリー」なものであるということは、それが「有償であること」と必然的に結びつくわけではない。

これらのことわりは、「ソフトウェア製品について著作権を有する者が、著作権が持つ力を後盾として、何ができるのか」という議論と、「ソフトウェア製品または関

連する役務の需要者は、なぜ、これらの供給者に対して対価を払うのだろうか」という議論とをすることによって明らかになるはずである。

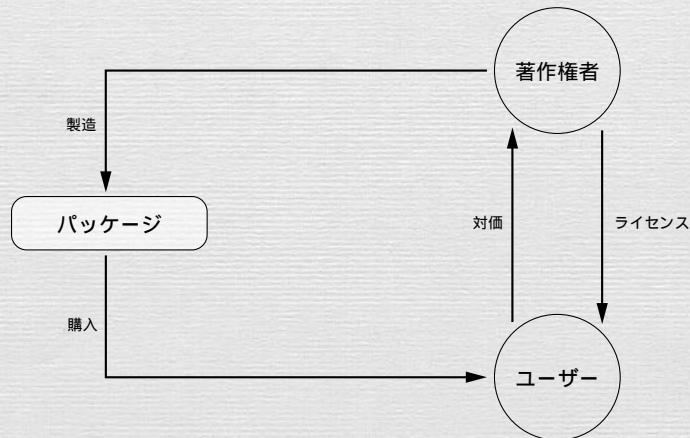
オープンソースのソフトウェア製品であろうが、プロプライエタリーなソフトウェア製品であろうが、それぞれに対して著作権が発生していることにはなんら違いがない。これら著作権の「あからさまな」行使としてできることは、典型的には、当該ソフトウェア製品を複製したり改変したりする者に対する「差止請求（複製してはならない、または、改変してはならない、という請求）および「損害賠償請求（著作権者が被った損害を補償せよ、という請求）である。

もちろん、これからソフトウェア製品を多くの人に使ってもらおうとするときは、このような「あからさまな」著作権の行使をいきなりするわけではない。かかる著作権の行使があり得ることを前提に、「著作権者の期待するような方法」でソフトウェア製品を利用してもらうように、誘導するのである。「著作権者の期待するような方法」と

[注1]ソフトウェアやハードウェアなどの基本的な仕様や構成部品、要素技術などを分析したり解析したりすること

[注2]本誌2003年7月号174頁以下「あの弁護士が帰ってきた！ 真・インフラへの提言」を参照。

[図1 プロプライエタリーなソフトウェア製品の販売手法]



はどのようなものだろうか？

第一には、ソフトウェア製品を利用する者が著作権者に対して一定の収入をもたらすことを、著作権者が期待することが考えられる。ソフトウェア製品を利用する者に対してこのような期待どおりの行動をさせるためには、「ソフトウェア製品の複製物（たとえば、CD-ROM等の媒体に格納したもの）を有償で販売する」、および「著作権者が指定する複製物（いわゆる正規品）を有償で購入した者以外が、ソフトウェア製品を複製した場合には著作権に基づく差止請求および損害賠償請求を行うと脅す」[注3]という手段の組み合わせを行うことができる（図1）。これが、いわゆる「プロプライエタリーなソフトウェア製品」の販売手法である。それゆえ、「プロプライエタリーなソフトウェア製品」イコール「有償の販売」といった印象が生まれやすい。

もっとも、多くの需要者にとって、有償でソフトウェア製品を購入する理由が、かかる「著作権を背景とした脅し」だけにあるのかについては、疑問がないわけではない。むしろ、「自分で必要なソフトウェア

製品をウェブ等でいろいろと探すよりも、必要なソフトウェア製品が1つのパッケージにまとまったものが手に入るほうが便利であり、手間が省けること」「出所がはっきりしているパッケージのほうが、コンピュータウイルスなど悪質なソフトウェアが混入している可能性が通常は小さいと思われること」「プログラムのアップデートの提供、または、これに関する情報の提供などの付加サービスが得られやすいこと」等もソフトウェア製品を有償で購入する大きな理由たり得る。

そうだとすれば、「勝手に複製すると差止請求および損害賠償請求を行う」という脅しがなくとも、ソフトウェア製品のパッケージは有償で販売できるはずである。それゆえ、複製が「自由」なはずのオープンソースのソフトウェア製品のパッケージが有償で販売されてもおかしくはないし、むしろ需要者の期待に沿ったことでもあると言える。

他方、プロプライエタリーなソフトウェア製品だからといって、有償で販売しなければならないというものでもない。という

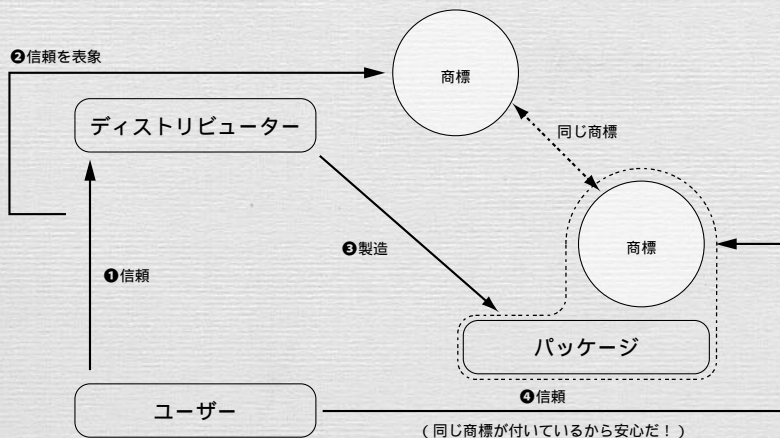
のは、著作権者にとって、ソフトウェア製品を利用する者が著作権者に収入をもたらすことを期待しない（または、期待できない）場合があり得るからである。典型的には、ソフトウェア製品を配布するためのコストを回収できるような価格ではほとんど誰もそのソフトウェア製品を購入してくれないことが予想されるにもかかわらず、当該ソフトウェア製品を配布しないわけにはいかなく（仮に配布しないとすると著作権者にとって大きなデメリットがある場合）である。

パーソナルコンピュータ用のOSまたはアプリケーションソフトウェアの細かなアップデートについては、無償で配布される例は相当に多い。だからといって、これらのソフトウェア製品が「プロプライエタリー」なものでもなくなるわけでもない。

第二には、ソフトウェア製品の改変の仕方、または、改変したものの配布の仕方を、著作権者が制御したいと期待することが考えられる。まったく改変させたくないとするならば、「改変しづらいようにソースコードを秘匿すること」と「改変した場

[注3]脅しがいけないことなどは一言も述べていない。著作権を背景とした脅しがいけないというなら、後で説明するように、オープンソースの考え方で成り立ち得ない。

[図2 信頼を表象している「商標」]



合には著作権にもとづく差止請求および損害賠償請求をなすと脅すこと」とが一般的に想定される手段である。これがプロプライエタリーなソフトウェア製品において採用されるものである。

著作権者が、「ソフトウェア製品を改変してもらってもかまわないが、それを秘匿せずに第三者にも頒布していただきたい」と考えるならば、「ソースコードを秘匿しないこと」と「改変したソフトウェア製品を第三者に頒布することなく秘匿している者に対して、著作権にもとづいて、当該改変およびその複製に対する差止請求（および/または、損害賠償請求）をなすと脅すこと」とが一般的に想定される手段である。これがオープンソースのソフトウェア製品において採用されるものである。

ここで着目すべきは、プロプライエタリーなソフトウェア製品の手法も、オープンソースのソフトウェア製品の手法も、いずれも、「著作権を背景とする脅し」を使っているし、かつ、この局面では「媒体の配布が有償かどうか」とは何の関係もない、ということである。

II. ソフトウェアの配布が「有償」であることと「オープンソース」であることは無関係

以上に概観したように、そもそも、ソフトウェア製品を配布するにあたり、それが有償でなされるかどうかと、ソフトウェア製品がプロプライエタリーなものであるかオープンソースのものであるかとの間には、何ら理論的な関係はない。したがって、プロプライエタリーなソフトウェア製品に関するアップデート等の役務が「無償で」なされてもおかしくない一方で、オープンソースのソフトウェア製品に関する役務が「有償で」なされてもおかしくないのである。

III. ソフトウェア製品の「商標」はディストリビューターの信用の表れ

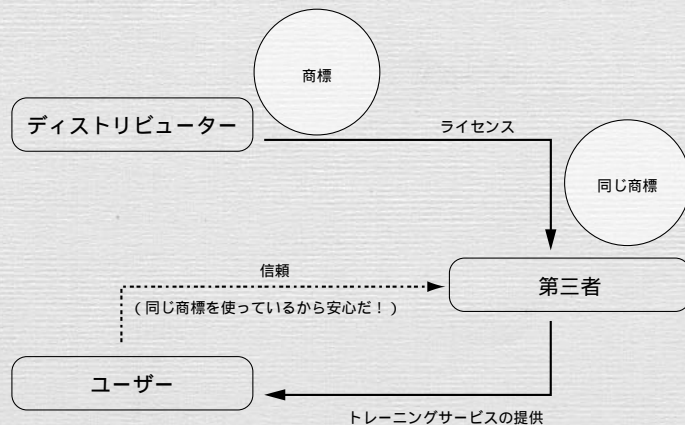
無償でも入手し得るソフトウェア製品の

パッケージが有償で配布され得る理由のいくつかを先に述べた。

需要者にとっては、「誰がとりまとめたパッケージなら便利なのか?」「誰がとりまとめたパッケージなら安心感が高いのか?」「誰の付加サービスならば便利で安心なのか?」といったことが大きな関心事である。これらの疑問は、「ディストリビューターの信用」という言葉でひとくくりにして置き換えられる。そして、ここで言う信用は、当該ディストリビューターに固有のものである。ソフトウェア製品そのものは品質を落とすことなくコピーすることが可能であるが、「コピー」「編集」「検証」「サービス」といった問題については、まさに「誰が提供者か」が重要なのであり、そこにこそ、需要者の信頼がある。この信頼を表象しているのが「商標」なのである(図2)。

このような「商標」の使用が第三者にライセンスされることは十分にあり得るが(図3) ライセンスが有償であることも、また、自然なことである。

[図3 「商標」の第三者へのライセンス]





[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp